

分別基準について（平成 18 年環境省令第 35 号、18 年 12 月 1 日改正）

主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物

1. 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
3. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
4. 洗浄されていること。
5. 無色のガラス製の容器、茶色のガラス製の容器及びその他のガラス製の容器に区別されていること。
6. 主としてガラス製のふた以外のふたが除去されていること。
7. 主として結晶化ガラス製の物が混入していないこと。

以上